

令和5年第2回野洲市議会定例会  
請 願 文 書 表

受理番号	請願第1号
受理年月日	令和5年2月15日
請願者の住所、氏名	住 所 滋賀県野洲市〇〇 氏 名 〇〇 〇〇 住 所 滋賀県野洲市〇〇 氏 名 〇〇 〇〇
請願件名	精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書
請願要旨	<p>近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で国民の重要5大疾病中1位です。国民の30人に1人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困りごとは人それぞれで違っていて、回復にとっても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用数、定着率はとても低い状況です。家族会の全国組織が実施した先のアンケート調査結果では1ヶ月の平均収入約6万で、無年金者は約20%という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は精神科以外、一般の3割負担になっています。</p> <p>障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることも稀ではありません。「からだ」あつての「こころ」です。過日、NHKで放映されたETV特集「ドキュメント 精神科病院×新型</p>

	<p>コロナ」(2021.7.31)で「精神科病院で身体の病気が起こった時に、患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている…」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。</p> <p>奈良県ではすでに精神障害者保健福祉手帳の所持者へは医療費助成を行っています。滋賀県保険医療計画にある「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」姿の中に、下記の医療費助成制度の改善を要望するものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 精神障害者の「こころ」と「からだ」が安心して医療にかかわることができるよう、医療費助成制度の改善をして下さい。</li> <li>2. 具体的には、入院医療費、および精神科以外の受診においても、奈良県と同様な医療費助成制度を適用されるよう滋賀県に「意見書」の提出をして下さい。</li> </ol>
紹介議員	山崎 有子      山本 剛
付託委員会	文教福祉常任委員会